

埼玉県第6回LPガス料金負担軽減補助事業 説明資料

※本資料は、要点を取りまとめたものです。
詳しくは、**交付申請等手続の手引（第6回）**を
ご覧ください。

国際情勢の影響によるエネルギー価格の高騰や為替の変動等により、様々な物価が高騰し、県民や事業者に影響をあたえています。中でも、ご家庭等でご利用頂いているLPガスについては、輸入価格の上昇等の影響により、小売価格が高止まりしています。

こうした背景のもと、埼玉県では、LPガスを利用する家庭等の負担軽減策として、販売事業者を通じて**過去に5回**のLPガス料金を値引きする支援事業を行いました。

本事業の実施にあたり、販売事業者の皆様におかれましては、業務多忙の中、ご対応いただきましてありがとうございました。

この度、LPガスの小売価格は依然として高止まりしている状況を踏まえ、**原則として令和8年7月～9月（ただしやむを得ない場合は10月）**のいずれかの使用料金から上限1,600円（消費税抜）を値引きする事業を実施いたします。

実施にあたっては、皆様の御負担を少しでも減らせるよう、事業内容・手続き等の見直しを行いました。
本事業の趣旨をご理解いただき、事業への参画について御協力賜りますようお願い申し上げます。



はじめに 第5回事業からの主な見直し内容

■ 事業内容

項目	第5回(令和8年1～3月分)	第6回(令和8年7～9月分)
値引き額（上限）	3,200円	1,600円

■ 申請手続き

項目	第5回(令和8年1～3月分)	第6回(令和8年7～9月分)
申請者の振込先の口座情報が確認できるもの（通帳等の写し）	第5回補助事業に参加した全事業者が提出する。	第5回補助事業実施時の振込先から変更する事業者、または第5回補助事業に参加していない事業者が提出する。

検針票又は請求書の写し等は実績報告と同時提出

上記の見直し内容以外は第5回と同様です。

1 事業概要等

支援対象
(以下「対象顧客」という。)

・ 埼玉県内でLPガスを使用する一般消費者等
(質量販売先、工場など高圧ガス保安法の消費者及び公共施設*¹は対象外)

*¹ 地方公共団体の庁舎等である。ただし、直接住民の用に供する施設(運動施設、美術館、学校、図書館、公民館等)は対象。

※利用実績が無い(基本料金のみ)顧客も対象。

※個々の対象顧客に対し複数回値引きを行った場合は、1回目の値引きを行った事業のみが補助対象。

補助対象LPガス販売事業者

液化石油ガス法又はガス事業法の登録を受けているLPガス販売事業者で、埼玉県民にLPガスを販売している者

支援対象期間、支援金額及び
値引きの回数

・ 令和8年7月～9月(8月～10月検針)*²のいずれかの使用料金に対して上限1,600円の値引きを1回実施する。
※請求額が税抜1,600円未満の対象顧客への補助額は当該請求額(税抜)

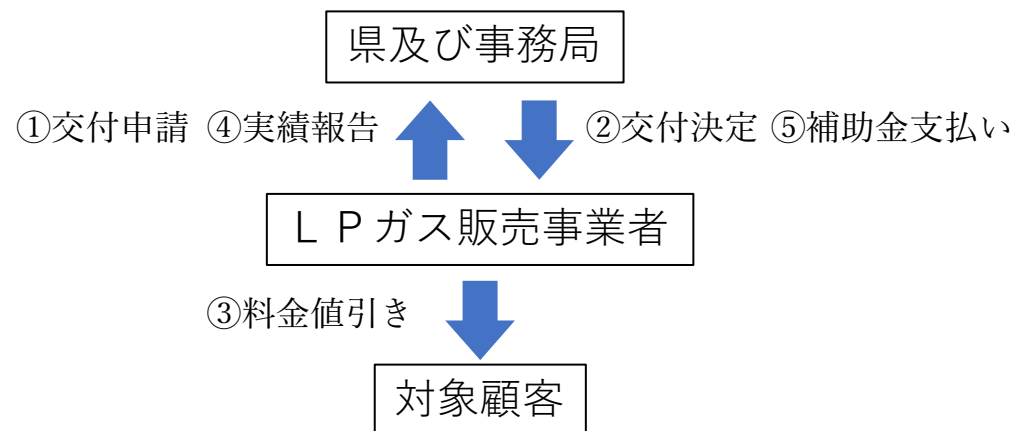
(注意) 当月に1,600円に満たなかった顧客に対して、残額を翌月に値引きすることはできない。

*² ただしやむを得ない場合は、令和8年10月の使用料金(11月検針)からの値引きも認める。

2 事業内容 ①

■ 事業スキーム

L P ガス販売事業者を通じて対象顧客に支援（値引き）を行い、事業の実施後に、値引き分の実費や支援実施のための事務経費等を補助します。



■ 補助対象経費 ※事務経費は、対象顧客への支援（値引き）実施後に一括して交付します。

補助対象経費		補助内容及び交付額
支援の経費		減額の実費を補填 交付額：対象顧客 1 世帯（事業者）当たり 1, 6 0 0 円（上限）
事務経費等	システム改修経費	システムの改修に要した費用の支援(補助対象事業のために行った検針票や請求書を発行するためのシステムの改修に要した経費に限ります) 交付額：1 5 0, 0 0 0 円（上限、消費税額は補助対象外）
	事務経費	申請書類の作成等に要する事務経費を支援 交付額 ・固定費用：3 4, 0 0 0 円 ・対象顧客の数に応じた費用：5 0 円×実績報告時の対象顧客数（上限 2, 8 0 0, 0 0 0 円）

■ 値引きを行った旨の明示

L P ガス料金の値引きを実施した際は、検針票や請求書の通信欄や余白に次のように記載し、対象顧客に値引きを実施した旨、お知らせすることを原則とします。

《記載例》

埼玉県補助（単に「県の補助」、「都道府県の補助」のような表記も可）により、上限1,600円（税抜き）で値引きを行いました。

※値引き額の明示はゴム印や手書きによるものも可

※検針票や請求書以外の紙面に値引きしたことを明示し、配布する方法も可

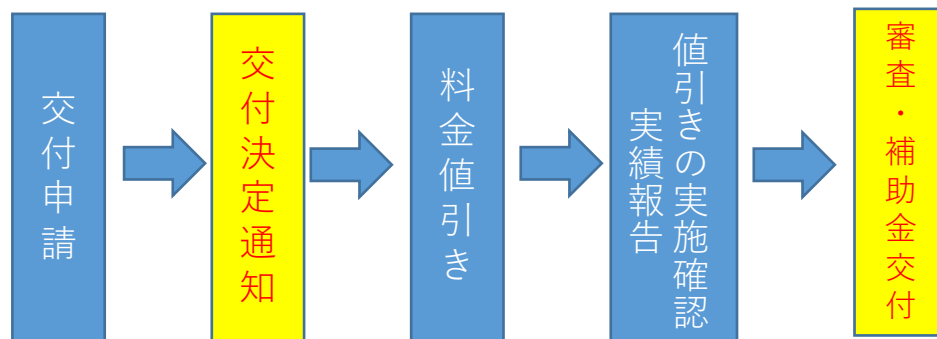
■ 事業実施（値引き）の確認

交付決定通知時に事務局が実績報告書の対象顧客値引前後比較表（別紙2A,2B）の整理番号を指定します。**実績報告書と同時に**、その番号の対象顧客（対象顧客の数に応じて1～5件分）について、値引きの事実が確認できるもの（個人情報黒塗りは不要）を提出していただきます。

※検針票や請求書の写しを用意できず、システムの登録画面を提出する場合は、システム登録画面と併せて検針票や請求書のサンプルを御提出ください。

3 補助金の申請手続き①

〔手続きの流れ〕



販売事業者

埼玉県

- ※ 本補助金の交付決定を通知する前の時点で実施した値引きは補助金の交付対象外となりますので注意してください。
- ※ 補助金交付は、実績報告書を提出後（補正がある場合は補正終了後）3週間程度です。

《申請時期・受付期間・提出先》※補助事業事務局（業務委託先）については、別途ご案内します。

手続き	時期	受付期間	提出先
交付申請	補助対象事業(値引き)実施前	R8.7.27～10.31	補助事業事務局 県ホームページに掲載の電子申請フォームから提出してください。 * 申請フォームからの申請が困難な場合は別途対応します。
実績報告書提出	補助対象事業(値引き)実施後	～R8.12.28	
検針票等提出	実績報告書と同時提出		

《申請書類》様式は、県のホームページからダウンロードしてください。

ダウンロード元

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0403/dai6kailpgashojigyou.html>

3 補助金の申請手続き②

■ 申請書類の提出及び問合せ先（令和8年7月27日～）

申請書類の提出先は補助事業事務局です。入力したエクセルファイルを補助事業事務局宛てに電子申請フォーム*から提出してください。

申請に係る問合せは、問合せフォーム*から事務局に直接お問合せください。

* 埼玉県ホームページから電子申請フォーム及び問合せフォームにアクセスできます。

【埼玉県第6回 L P ガス補助事業事務局】

委託先：株式会社阪急交通社 カスタマーリレーション事業部 埼玉予約センター

4 提出書類

交付申請時

提出書類	注意点
埼玉県第6回 L P ガス料金負担軽減事業補助金交付申請書(様式第1号)	* 1
誓約書(別紙1)	* 1 押印は不要です。

実績報告時

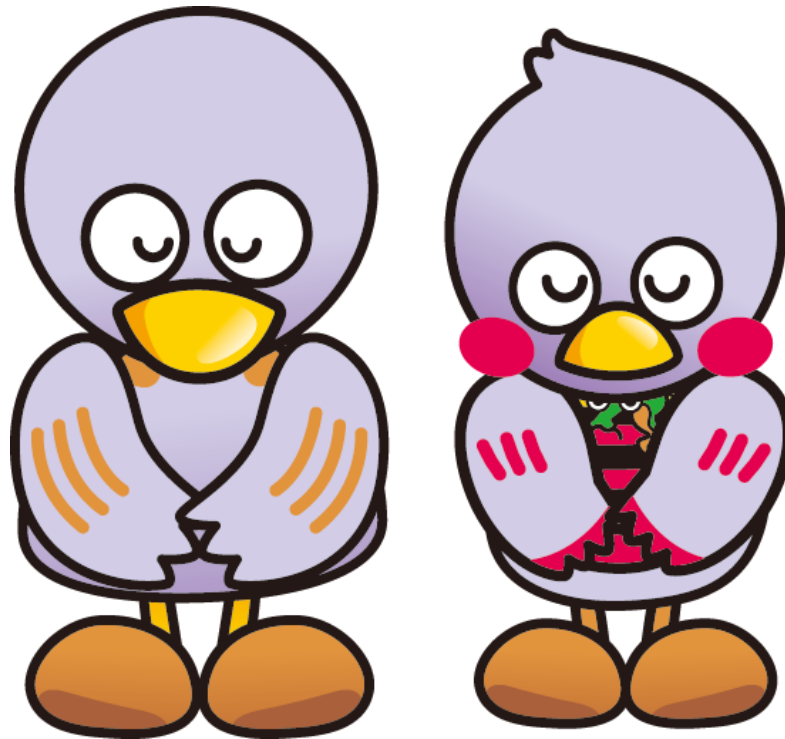
埼玉県第6回 L P ガス料金負担軽減事業実績報告書(様式第2号)	* 1
対象顧客値引前後比較表(別紙2 Aまたは2 B)	* 1 内税の場合は2 Aを、外税の場合は2 Bをご利用ください。
システム改修をした領収書等の写し	改修にかかった費用が判る内訳書を添付してください。
申請者の振込先口座情報が分かる通帳等の写し(提出が必要な場合のみ)	金融機関の口座名義(カナ名義)や口座番号等を確認できる通帳等の写しを添付してください。
値引きの事実が確認できるもの(検針票、請求書等)	・交付決定通知時に事務局が指定した番号のものを提出してください。

* 1 様式及び別紙は県ホームページからダウンロードしてください。第1～5回までの様式等は使用できません。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0403/dai6kailpgashojigyou.html>

本事業の関係書類は、事業終了後5年間(令和13年度末まで)保存しなければなりません。県や事務局からの求めがあった際に、いつでも閲覧に供しなければなりませんので提出書類や帳簿などは、必ず整理の上保管するようにお願いします。

ありがとうございました



埼玉県マスコット
「コバトン」「さいたまっち」

事業への参画について御協力のほどよろしくお願いいたします。